

建設キャリアアップシステム 適正な現場運用の展開について



1. CCUSの基本

2. 他府県での運営状況

3. 適正な現場運用のポイント

参考：カードリーダー・運用方法

1-1.CCUSの基本：

事業者登録

所在地、建設業許可番号、
社会保険・建退共加入状況

技能者登録

本人情報、所属事業者名、**職種** ←
社会保険・建退共加入状況、保有資格

元請：現場登録

① 施工体制登録

元請

② 施工体制技能者登録

1次

作業員名簿



カードタッチで就業履歴が溜まる

蓄積した履歴

保有資格

職長・班長の経験年数



職種ごと評価基準*

[illegible]

レベル判定

技能者の能力評価

レベルに応じた賃金・処遇改善



ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

専門工事企業の
施工能力見える化*

判定結果：★★★★
による
事業者としての
アドバンテージ

- 技能・経験に応じた適切なステータスと処遇を実現
- 若い世代が将来の見通しを持って入職しやすい環境を作る
- 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

デジタル化を 駆使して

現場管理の効率化

社会保険入・資格保有状況確認

発注者・建退共等へのデータ連携

安全書類・建退共電子申請方式への連携

● 就業履歴を蓄積する際、以下の情報が含まれている必要あり

① **所属事業者**：能力評価の申請は所属事業者が行う

- ・ 令和6年3月末までは所属事業者の経歴証明で能力評価を受けることが出来る

② **職種**：能力評価の基準は職種ごとに決められている

- ・ キャリアアップしていく分野の能力評価基準に規定されている職種コードを選んでいるか

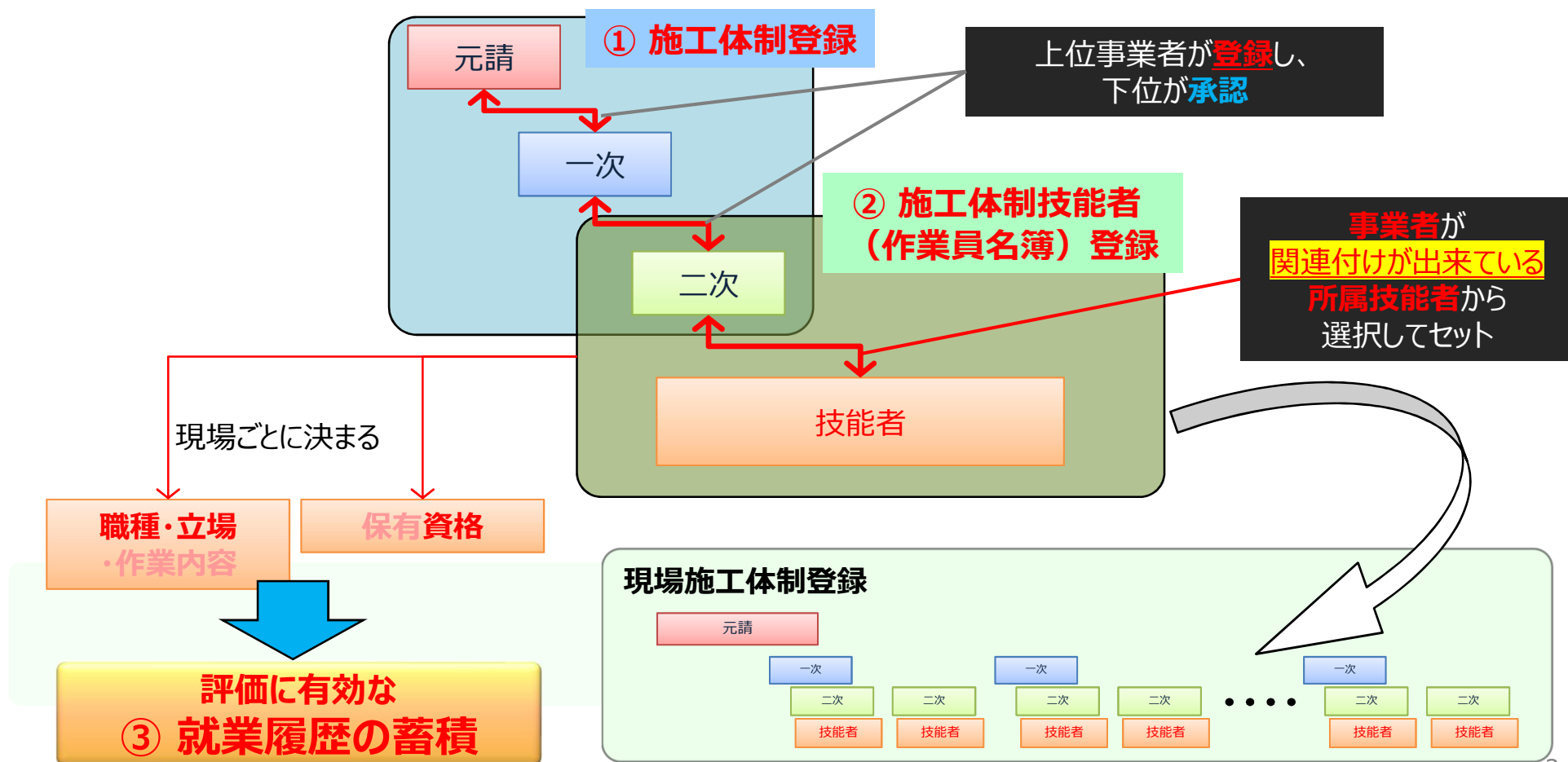
③ **立場**：Lv 3・4 にアップするには職長・班長等の実績が必要

- ・ 代理も含め実際の業務として行っている者に付ける

④ **資格**：職種ごとに各Lvで取得すべき資格が規定されている

- ・ 能力評価受審までにCCUS技能者登録情報をメンテナンスすること

- ① 施工体制登録
- ② 施工体制技能者（作業員名簿）登録 の中で設定される

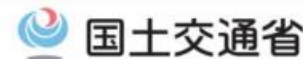


「職種」については、
CCUS職種コードに
記載の職種に寄せる

U-P 能力評価基準【トンネル】		CCUS職種コードに 記載の職種に寄せる	
CCUS職種コード		1 9 トンネル特殊工 - 0 1 トンネル工 (特殊作業員) 2 0 トンネル作業員 - 0 1 トンネル工 (普通作業員) 2 1 トンネル世話役 - 0 1 トンネル工 (世話役)	
能力評価実施団体		(一社) 日本トンネル専門工事業協会	
呼 称		トンネル技能者	
レベル4	就業日数	1 0 年 (2150日)	
	保有資格	◇登録トンネル基幹技能者(00006) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (91040) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長経験	職長としての就業日数が3年 (645日)	
レベル3	就業日数	7 年 (1505日)	
	保有資格	●ずい道等の掘削等作業主任者(40008) 又は ずい道等の覆工作業主任者(40009) ●発掘士(34003)又は火薬類取扱保安責任者 (甲・乙種) (34001,34002) ●職長・安全衛生責任者教育(60001,60011) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年 (215日)	
レベル2	就業日数	2 年 (430日)	
	保有資格	●車両系建設機械 (機体重量3 t 以上の整地・運搬・積み込み・掘削用機械) の運転技能講習(40035) ●小型移動式クレーン (5 t 未満) の運転技能講習(40031) ●玉掛け作業技能講習(40040) ●高所作業車の運転技能講習(40039) ●車両系建設機械 (解体用) の運転技能講習(40036)又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016,50017) ●特定掘削作業特別教育(50042) ●ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育(50043)	
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	
※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。			
U-P 能力評価基準【とび】		国土交通省	
CCUS職種コード		0 6 とび工 - 0 1 とび工 (一社) 日本建設業団体連合会	
能力評価実施団体		(一社) 日本建設業団体連合会	
呼 称		とび技能者	
レベル4	就業日数	1 2 年 (2580日)	
	保有資格	◇登録高・土工基幹技能者(00016) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) (91002) ◇安全優良職長厚生労働大臣顕彰(90031) ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長経験	職長としての就業日数が7年 (1505日)	
レベル3	就業日数	8 年 (1720日)	
	保有資格	◇1級及び技能士(10901) ◇1級又は2級建築施工管理技士(30007,30008) ◇1級又は2級土木施工管理技士(30005,30006) ◇以下の資格のうち3つ以上 ▽2級及び技能士(10902) ▽レベル2の1 2 資格 (※) ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が2年 (430日)	
レベル2	就業日数	3 年 (645日)	
	保有資格	●玉掛け技能講習(40040) ●職長・安全衛生責任者教育(60001,60011) ●以下の1 2 資格 (※) のうち1つ以上 ▽足場の組立て等作業主任者技能講習(40011) ▽型式交工の組立て等作業主任者技能講習(40010) ●地山の掘削及び止め保工作業主任者技能講習(40005) ▽高所作業車運転技能講習(40039) ▽建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習(40012) ●木造建築物の組立て等作業主任者技能講習(40019) ▽コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習(40014) ▽小型移動式クレーン運転技能講習(40031) ▽車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み及び掘削用) 運転技能講習(40035) ▽車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習(40036) ▽車両系建設機械 (基礎工) 運転技能講習(40037) ▽ガス溶接技能講習(40032)	
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	
※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。 班長については職長教育を修了した者とする。[]は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。			



能力評価基準【土工】



CCUS職種コード		0 1 特殊作業員 - 0 1 特殊作業員、1 1 土工	
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会	
呼 称		土工	
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)	
	保有資格	◇登録土工基幹技能者講習(00035) ◇1 級建設機械施工技士(30009) ◇1 級土木施工管理技士(30005) ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター(91003) ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長経験	職長としての就業日数が 3 年 (645日)	
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち 1 つ以上 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(92003) ✓2 級建設機械施工技士(30010) ✓職業訓練指導員(30095) ✓発破技士(34003) ✓甲種火薬類取扱保安責任者(34001) ✓乙種火薬類取扱保安責任者(34002) ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者技能講習(40005) ◇以下の資格のうち 2 つ以上 ✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧)(40006) ✓土止め支保工作業主任者技能講習(旧)(40007) ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(40010) ✓足場の組立て等作業主任者技能講習(40011) ✓コンクリート破碎機器作業主任者技能講習(40004) ✓はい作業主任者技能講習(40017) ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ✓不整地運搬車運転技能講習(40038) ✓高所作業車運転技能講習(40039) ✓フォークリフト運転技能講習(40033) ✓小型移動式クレーン運転技能講習(40031) ✓ガス溶接技能講習(40032) ●職長・安全衛生責任者教育【必須】(60001,60011) ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと	
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が 1 年 (215日)	
レベル 2	就業日数	2 年 (430日)	
	保有資格	◇以下の資格のうち 2 つ以上 ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量 3 t 未満)特別教育(50012) 又は 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ✓基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育(50013) ✓締固め用機械(ローラー)の運転特別教育(50015) ✓基礎工事用機械の作業装置の操作(自走式)特別教育(50014) ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016) ✓不整地運搬車の運転(最大荷重 1 t 未満)特別教育(50007) ✓低圧電気取扱業務特別教育(50055) ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育(50001) ✓足場の組立て等作業従事者特別教育(50052) ✓クレーンの運転(つり上げ荷重 5 t 未満およびつり上げ荷重 5 t 以上の跨線テルハ)特別教育(50024) ✓ロープ高所作業特別教育(50053) ✓玉掛け技能講習(40040) ✓立木伐木(胸高直径 7 0 c m 以上、胸高直径 2 0 c m 以上重心偏・つりきり・かり木)特別教育(50010)	
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。【】は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。



*参考：能力評価基準と申請方法

◆申請先に申請方法必要書類を確認：

1. 国交省ポータルサイト：能力評価制度について⇒能力評価分野及び申込先にアクセス

建設市場整備

[土地・建設産業トップ](#)
[土地](#)
[不動産](#)
[建設業](#)
[国際展開](#)

[ホーム](#)
[政策・仕事](#)
[土地・不動産・建設業](#)
[建設市場整備](#)
[CCUSポータル](#)
[能力評価制度について](#)
[【CCUSポータル】](#)
[能力評価分野](#)

【CCUSポータル】 能力評価分野及び申し込み先

能力評価の申請方法については、各能力評価分野を確認の上、能力評価実施団体の『案内・申込』のリンクよりご確認ください。

CCUS職種コードと能力評価対象職種の対応表

(★印・◆印は受託先団体のページへリンクしている場合があります。)

★印：全国建設労働組合総連合に事務委託しているもの ◆印：日本機械土工協会に事務委託しているもの

評価分野	団体番号	能力評価実施団体名	電話	案内・申込
電気工事	1	(一社)日本電設工業協会	03-5413-2161	link ★
橋梁	2	(一社)日本橋梁建設協会	03-3507-5225	link ★
造園	3	(一社)日本造園建設業協会	03-5684-0011	link ◆
	4	(一社)日本造園組合連合会	03-3293-7577	
コンクリート圧送	5	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	03-3254-0731	link
防水	6	(一社)全国防水工事業協会	03-5298-3793	link ◆
トンネル	7	(一社)日本トンネル専門工事業協会	03-5251-4150	link
建設塗装	8	(一社)日本塗装工業会	03-3770-9901	link ★
左官	9	(一社)日本左官業組合連合会	03-3269-0560	link ★
機械土工	10	(一社)日本機械土工協会	03-3845-2727	link
海上起重	11	(一社)日本海上起重技術協会	03-5640-2941	link
P.C	12	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545	link ◆
鉄筋	13	(公社)全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959	link
圧接	14	全国圧接業協同組合連合会	03-5821-3966	link ★
型枠	15	(一社)日本型枠工事業協会	03-6435-6208	link
配管	16	(一社)日本空調衛生工事業協会	03-3553-6431	link ◆
	17	(一社)日本配管工事業団体連合会	03-6803-2563	
	18	全国管工事業協同組合連合会	03-5981-8957	

*様式2：経歴証明書（各団体ごとに確認）

とび技能者能力評価実施規程（様式2）

経歴証明書

工事に係る申請者の実務経歴の内容は、下記のとおりであることも証明します。

西暦 0 年 0 月 0 日

証明者

申請者名 (企業名)

申請者ID

000000000000022

所在地

所属名

証明番号

0

申請者

フリガナ	氏名	職種	とび 技能者
			大分組(06)「とび工」 小分組(01)「とび工」
	技能者ID		

経歴年数

就労期間①	～	就労年数①	年	ヶ月
就労期間②	～	就労年数②	年	ヶ月
就労期間③	～	就労年数③	年	ヶ月
経歴年数合計			年	ヶ月

経歴年数(職長)

就労期間①	～	就労年数①	年	ヶ月
就労期間②	～	就労年数②	年	ヶ月
就労期間③	～	就労年数③	年	ヶ月
職長としての経歴年数合計			年	ヶ月

経歴年数(班長)

就労期間①	～	就労年数①	年	ヶ月
就労期間②	～	就労年数②	年	ヶ月
就労期間③	～	就労年数③	年	ヶ月
班長としての経歴年数合計			年	ヶ月

※就労期間は、建設技能者として就労開始した日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算。
 (例) 就労期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日 → 平成20年4月～平成30年5月 → 10年2ヶ月

転職や離職等により就労年数が連続していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに古い順に入力すること。
 なお、最も古い就労期間の就労年数は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。

署名・同意欄

様式1-2に規定の事項に事実と相違がある場合にハレベル判定を取り消されても取替の無いことを誓約します。
 また、能力評価実施機関が建設キャリアアップシステムに登録されている技能者名簿を共同利用することになります。

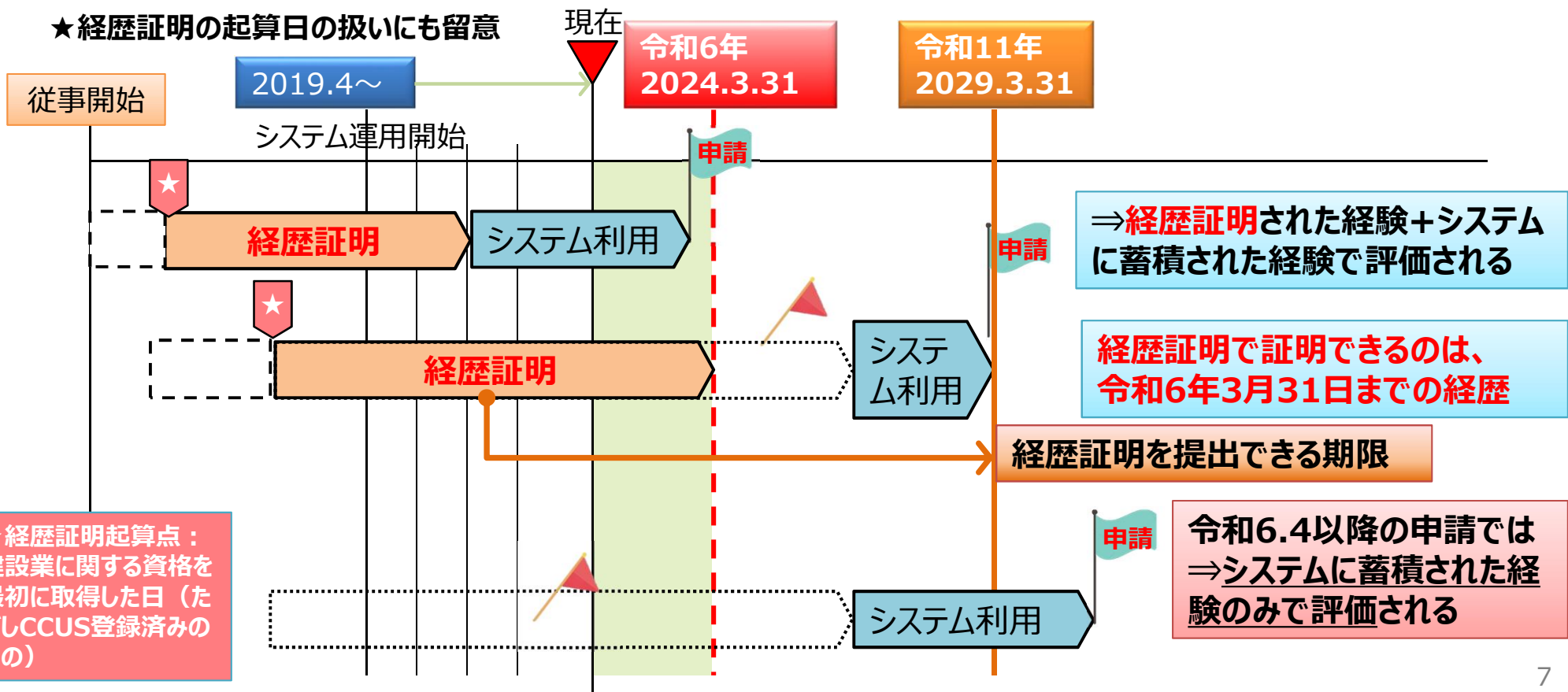
申請者(自署)

印

● 経歴証明は令和6(2024)年3月末までしか使えない：

- ♪ システム稼働以前からのベテラン技能者の経歴は、所属事業者による**経歴証明**で評価
- ただし経歴証明で証明できるのは**令和6年3月31日**までの経歴
- それ以降の経歴は**システムに蓄積された就業履歴のみで判断**される
- ◆ **経歴証明の提出自体は令和11年3月末まで延長。**

★ 経歴証明の起算日の扱いにも留意



◆能力評価制度でレベルアップするためのフロー

1. 技能者の**保有資格と能力評価基準**を比較して、
レベルアップする能力評価基準を決める



2. 該当する能力評価基準で指定されている
CCUS職種コードを変更申請で**追加し**、
その職種コードを「主たる職種」にした上で
⇒**就業履歴蓄積開始**



3. 目標のレベルを満足する場合、
経歴証明と併せて能力評価実施団体に申請

● 公共工事入札契約適正化指針の改正を契機とした 都道府県・政令市 インセンティブ導入状況

2023.08.17

(A)	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県発注工事			
		工事成績加点	[導入]	工事成績加点	総合評価加点	参加資格加点
1	北海道	●	●	●		
2	青森県	×	×			
3	岩手県	●	●	●		
4	宮城県	●	●	(●)※1	●	
5	秋田県	●	●		●	●
6	山形県	×	×			
7	福島県	●	●	●	●	
8	茨城県	●	●	●		
9	栃木県	●	●	●	●	
10	群馬県	●	●	●	●	●
11	埼玉県	●	●	●		●
12	千葉県	●	×			
13	東京都	●	×			
14	神奈川県	●	●	(●)※2	●	
15	新潟県	●	●			●
16	富山県	●	×			
17	石川県	●	●			●
18	福井県	●	●	●		●
19	山梨県	●	●		●	
20	長野県	●	●	(●)※2	●	●
21	岐阜県	●	●	●		
22	静岡県	●	●	●	●	●
23	愛知県	●	●	●		
24	三重県	●	●	(●)※3		
25	滋賀県	●	●		●	
26	京都府	●	●	●	●	
27	大阪府	●	●		●	
28	兵庫県	●	●		●	●
29	奈良県	●	●		●	
30	和歌山県	●	●			●
31	鳥取県	●	●	(●)※2	●	
32	島根県	●	●		●	
33	岡山県	●	●	●		
34	広島県	●	●	●	●	
35	山口県	●	●	●		
36	徳島県	●	●	●		●
37	香川県	●	●		●	
38	愛媛県	●	●	●		
39	高知県	●	●			●

(A)	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県発注工事			
		工事成績加点	[導入]	工事成績加点	総合評価加点	参加資格加点
40	福岡県	●	●	(●)※2		●
41	佐賀県	●	●	(●)※2		
42	長崎県	●	●		●	
43	熊本県	●	●	●		
44	大分県	●	●	(●)※2		
45	宮崎県	●	●	●	●	●
46	鹿児島県	●	●	●	●	
47	沖縄県	●	●	●		●

↑
白抜きは「地域ぐるみ」
に未登録(9建協)

※1 = 一定期間導入後に、総合評価加点(入口評価)に集約済。
※2 = 受注者希望タイプでCCUSを活用する工事。費用計上有り。加点は無し。
※3 = CCUSの登録を参加資格とする工事。費用計上有り。加点は無し。

(B)	政令市名	(直轄Cランク工事)	政令市発注工事			
			[導入]	工事成績加点	総合評価加点	参加資格加点
1	札幌市	(○)	×			
2	仙台市	(○)	●		●	
3	さいたま市	(○)	●	●	●	
4	千葉市	(○)	●	●		●
5	横浜市		●	●	●	
6	川崎市	(○)	●	●	●	
7	相模原市		●			●
8	新潟市	(○)	×			
9	静岡市		●	●		
10	浜松市	(○)	●		●	
11	名古屋市	(○)	●	●		
12	京都市	(○)	●		●	
13	大阪市	(○)	●		●	
14	堺市		●		●	
15	神戸市	(○)	●		●	
16	岡山市	(○)	●	●	●	
17	広島市	(○)	●		●	
18	北九州市		●		●	
19	福岡市		×			
20	熊本市	(○)	●		●	

凡 例

● 第1回ブロック連絡会(2021年度)時点で導入済。
● 第1回ブロック連絡会時点で導入済かつそれ以降に対象拡大。
● 第1回ブロック連絡会以降に新規導入。

【直轄Cランク工事への導入】

21県〔45%〕
↓ +24県〔+51%〕
45県〔96%〕

【都道府県発注工事への導入】(A)

20県〔43%〕
↓ +22県〔+47%〕
42県〔89%〕
※取組の拡大 16県〔34%〕
※新規+拡大 38県〔81%〕

【県市発注工事への導入】(A)+(B)

27県市〔40%〕
↓ +32県市〔+48%〕
59県市〔88%〕
※取組の拡大 18県市〔27%〕
※新規+拡大 50県市〔75%〕

【政令市発注工事への導入】(B)

7市〔35%〕
↓ +10市〔+50%〕
17市〔85%〕
※取組の拡大 2市〔10%〕
※新規+拡大 12市〔60%〕

基本情報登録

事業者登録

技能者登録

職種の選択

●技能者登録時：所属事業者との関連付け

●技能者登録時：受審する能力評価基準指定の職種コードとする（追加で登録可）

●施工体制技能者登録時：登録技能者の「編集」ボタンから「職種」、「立場」等を確認し、規制な状態に修正する

●就業履歴蓄積期間中：月に1度程度、
就業履歴月別カレンダーを見て不適正
な履歴がないかチェックフォロー

現場登録

元請(管理部門)

施工体制登録

元請・下請

施工体制 技能者登録

下請(上位事業者)

就業履歴確認 ・フォロー

元請・下請

本社・管理部門主体で管理

現場主体で管理

[illegible]

- **就業履歴に「所属事業者・職種・立場」が反映されない**

▶ 能力評価に掛からない就業履歴

所属事業者ID・事業者名が表示されない

事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者の所属事業者と異なる場合	建設業退職金共済制度 加入状況	中小企業退職金共済制度 加入状況	技能者ID	技能者名	技能者フリガナ	技能レベル
			○	無	無				4(金)
			○	無	無				3(銀)
			○	無	無				1(白)

職種・立場が表示されない

28 日	29 月	30 火	31 水	職種	立場	作業内容
			ICカード			
			ICカード			

原因

1. 技能者基本情報登録時：所属事業者との関連付け無し・職種の選定ミス
2. 施工体制(技能者)登録時：施工体制技能者登録が無い・不完全



◆ R4.1月4日より試行

●お願い：適正な運用を普及展開するのが目的という観点から、完成検査時に確認するのではなく、工期初旬で1度確認していただきたい。

- 対象：県土整備部が発注する工事のうち、実工期が30日以上工事
- 発注者指定型、受注者宣言型(指定型以外で契約後受注者から申し出がある場合)
- 実施内容：①事業者登録、②現場・契約情報登録、③技能者登録、④就業履歴情報登録
- CCUSの活用にあたり、基金作成マニュアル等に基づき**適正に実施**
- ①～④全ての基準を達成**した場合は、工事成績評定（5.創意工夫）において、**1点加点する。**
- なお、①～④いずれかが基準に達しなかった場合、様式1により未達成の項目・要因および改善策を発注者に報告
- カードリーダー購入費用及び現場利用料は支出実績を共通仮設費として積上げ計上し**設計変更契約対象とする。**
- 別に定めるアンケート調査について、発注者からの求めに対して回答すること

実施項目	達成基準	確認(提出)書類の例	確認資料提案
① 事業者登録	元請事業者 及び、 ③技能者登録の対象者が所属する下請事業者 の登録が完了していること	登録完了メール(写し)、 就業履歴一覧表	就業履歴一覧表
② 現場・契約情報登録	当該モデル工事の 現場情報・契約情報・工事情報 の登録を行ったこと。	現場利用料の請求書(写し)	就業履歴一覧表
③ 技能者登録	1名以上の技能者 の登録が完了していること	登録完了メール(写し)、 就業履歴一覧表	就業履歴一覧表
④ 就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、 ③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30日以上 行ったこと	リーダー等の現場設置状況写真、 就業履歴一覧表	就業履歴一覧表(30日以上蓄積日が確認できる月数分)

②現場・契約情報登録：
契約・工事情報は任意項目であり、ここまでの登録を求めるのはハードルが上がる

④就業履歴情報登録：
一人の技能者で30日以上か均して良いのか基準があいまい？

③技能者登録：
元請の従業員も対象であり、元請だけの履行に留意

①～③が出来て④が蓄積できる。
また、**適正な運用としては、施工体制登録・技能者登録の出来不出来を確認すべき**



◆ R5.12月25日より施行

- 対象：県土整備部が発注する**全ての**工事
- 発注者指定型、受注者宣言型(指定型以外で契約後受注者から申し出がある場合)
- 実施内容：①事業者登録、②現場・契約情報登録、③**技能者登録**、②**就業履歴情報登録**
- CCUSの活用にあたり、基金作成マニュアル等に基づき**適正に実施**
- ①②全ての基準を達成**した場合は、工事成績評定（5.創意工夫）において、**1点加点する。**
- なお、①・②いずれかが基準に達しなかった場合、様式1により未達成の項目・要因および改善策を発注者に報告
- カードリーダー購入費用及び現場利用料は支出実績を共通仮設費として積上げ計上し**設計変更契約対象とする。**
- 別に定めるアンケート調査について、発注者からの求めに対して回答すること

実施項目	達成基準	確認(提出)書類の例
① 技能者登録	登録技能者率 （CCUS 登録技能者の総数／技能者の総数） 60%以上。	・分母：技能者の総数 作業員名簿 （建設業法施行規則第14条の2第4項） ・分子：CCUS 登録技能者の総数 【 CCUS 施工体制技能者登録 が完了している者】 CCUS 施工体制登録技能者一覧 【キャリアアップカード受領待ちの者】 登録完了メール（写し）
② 就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を 30日以上全工事期間 行ったこと	リーダー等の現場設置状況写真、 CCUS就業履歴月別カレンダー

技能者登録完了確認を施工体制技能者登録の完了有無で確認することとしたことで、**適正な運用**まで踏み込んだ。
作業員名簿をCCUSで管理していれば**自然と登録率は100%をクリア**できる。

就業履歴月別カレンダーを全工事期間分提出させ確認することは受発注者ともに大きな負担にはならない

- **参考：カードリーダーの設置・運用方法**

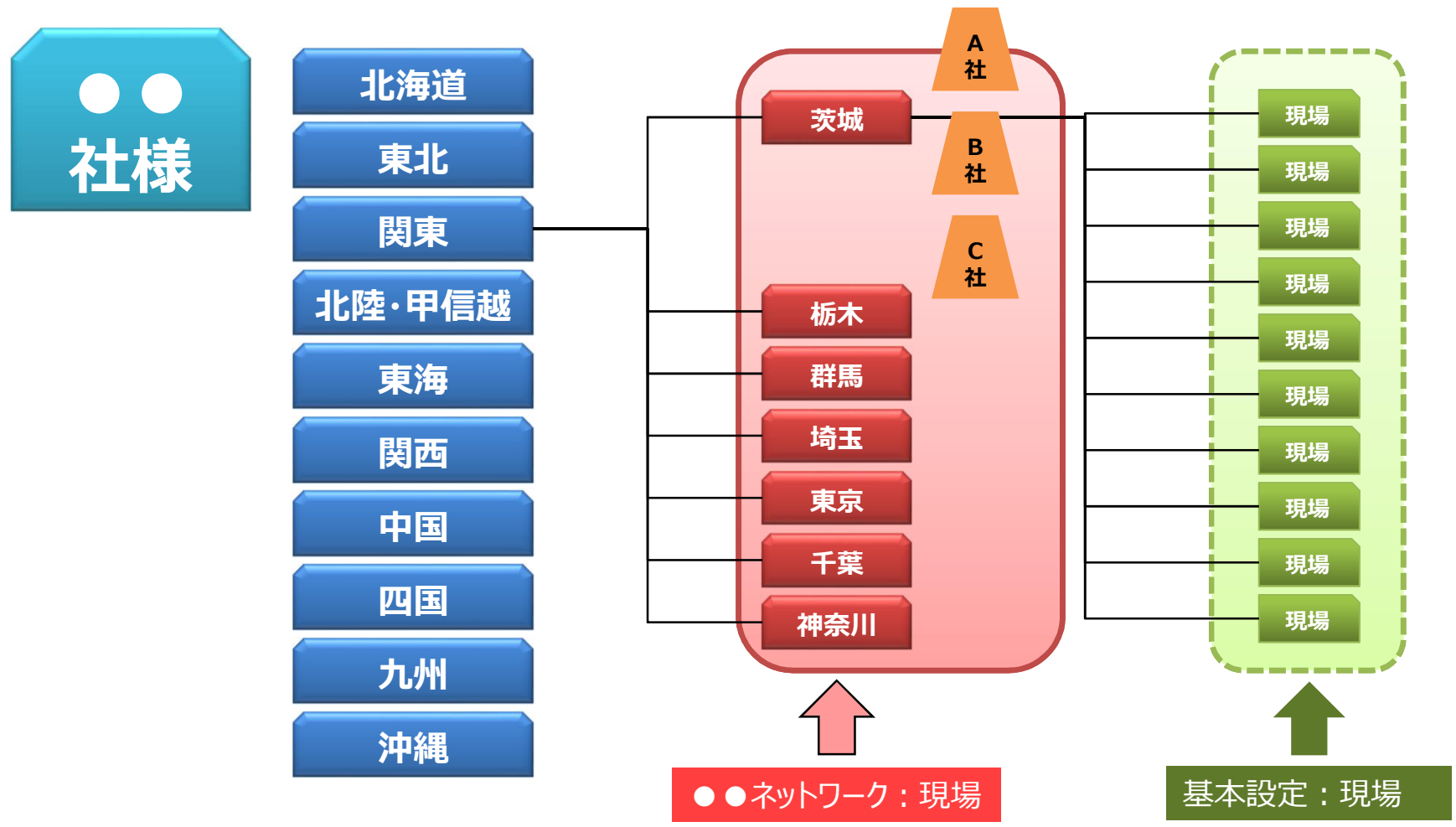


1/29よりiPhoneカードリーダー化



* App Store からアップデートが必要！

● 某社施工ネットワークの現場運用体制（案）



住宅・リニューアル・小規模・諸口工事及び災害復旧工事への展開を推奨

- 社会資本の維持管理、除雪、災害復旧等の業務は、地域住民の生命・財産を守り、社会経済活動を支える極めて重要な業務であり、建設業が「地域の守り手」として担っているもの。
- 建設業者がこれらの業務に係る実績をCCUSに記録できるよう、CCUSへの登録方法等をFAQにて周知し（2022年4月～）、維持管理、除雪、災害復旧等におけるCCUSの利用を促進。

・FAQ_No.3598【道路・河川等の巡回、清掃、除草、剪定、除雪などの維持管理】
・FAQ_No.3613【災害復旧工事】

維持修繕工事のCCUS登録現場数（累計）

2,205件
(2023年5月31日現在)



	運用のポイント	備考
現場登録	毎年発生する場合は、 通年まとめ現場 として1件に集約発注者別に現場を立てると就労報告に利用可能	「道路維持管理業務」、 「除雪業務」、 「●●県災害復旧工事」等
就業履歴蓄積期間	通年まとめ現場は 20年先 まで伸ばしておく	年度ごとに区切りたい場合は、年度ごとに現場登録も可能
施工体制登録	常時参画する下請企業 を登録しておく	実際に参画・作業しなくても登録しておく
施工体制技能者登録	誰が来ても登録できるよう、雇用されている 技能者は全員登録 しておく	職長、班長は実績あれば立場を付けておく
就業履歴登録方法	直行直帰となることを想定して、作業日報を見ながら後日 直接入力	下請が入力する場合は 2か月以内に元請が承認 する必要あり

CCUSで業務改革・DX：
利益向上と**処遇改善**の**好循環**をまわそう！

END